

年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会
令和4年8月5日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
厚生年金保険関係	1件
(2) 年金記録の訂正を不要としたもの	0件

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2200006 号

厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 2200019 号

第 1 結論

請求者のA法人における平成 28 年 12 月 16 日の標準賞与額を 23 万 1,000 円に訂正することが必要である。

平成 28 年 12 月 16 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 28 年 12 月 16 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 51 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 28 年 12 月 16 日

A法人から平成 28 年 12 月に賞与を受け取っており、賞与の支払明細書と振り込みが分かる通帳の記録を提出するので、年金記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者が提出したA法人に係る冬賞与明細書及びB銀行の総合口座通帳、A法人が提出した賃金台帳等により、請求者は、同事業所から請求期間に係る賞与の支払いを受け、標準賞与額 (23 万 1,000 円) に基づく厚生年金保険料 (2 万 1,000 円) を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。